

質 疑 回 答 書

(様式7)

令和2年10月28日

案件名:野洲市役所他26施設電力調達

上記案件に係る質疑について、下記のとおり回答します。

野洲市総務部 総務課
 TEL 077-587-6038
 FAX 077-587-4033
 E-Mail soumu@city.yasu.lg.jp

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価も同様に見直しとさせていただきますでしょうか。 | 一般送配電事業者が値上げした際は、契約単価についての協議を行います。 |
| 2 | 各施設について、自動検針装置はついていますか。 | 全ての施設に自動検針装置は付いています。 |
| 3 | 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。 | 自家発補給電力の契約を行っている施設はありません。 |
| 4 | 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。 | 入札書に記載する日付は、入札日(令和2年11月10日)としてください。 |
| 5 | 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する) | お見込みのとおりです。 |
| 6 | ご請求について、①供給施設毎に請求書を発行することはございますか。②また、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますか。 | 請求書は供給施設毎に発行をお願いします。供給施設内に入居している企業に対して個別に請求書発行をお願いすることはありません。 |
| 7 | 弊社の請求書は、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日迄)に振込となりますが、ご了承いただけますか。 | 問題ありません。 |
| 8 | 現在の電力が500kW以上の場合、落札時に変更手続きが必要となる為、現在の最大電力を教えてください。 | 月別使用予定電力量において、500kwを超えている施設は学校給食センターのみですが、当該施設における最新の最大需要電力は500kwとなっています。(令和元年10月に500kwを計測) なお、今年度において設備の改修工事を実施しており、今後、最大需要電力が500kwを超えることはないものと想定しています。 |

| | | |
|----|--|---|
| 9 | 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能でしょうか。 | 最新請求書1カ月分の写しを提出することは可能です。 |
| 10 | 内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。また、エクセルデータを頂く事が不可能な場合、内訳書は任意様式でも問題ないでしょうか。 | 予定使用電力量の表をエクセルデータで提供することは可能です。内訳書はホームページに掲載している様式6(積算内訳書)がエクセルデータですので、そちらを使用してください。 |
| 11 | 現在の計量日を教えてください。尚、1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。以上、ご了承いただけますでしょうか。 | 全ての施設で検針日は1日となっています。 |
| 12 | 過去に新電力会社に切り替えたことはありますか | 全ての施設で新電力に切り替えたことがあります。 |
| 13 | 2021年10月に託送料金値上げ予定になっておりますが、値上げ適応してよろしいでしょうか。もしくはそかも加味して応札するべきでしょうか。 | 託送料金が値上げになった時点で契約単価についての協議を行いますので、入札金額には加味しないでください。 |
| 14 | 電気供給契約書の条文中に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結させていただくことは可能でしょうか。 | 基本契約要綱の内容によっては、協議書を締結する場合があります。 |
| 15 | 学校給食センターについて、予定供給期間中に契約電力の変更の予定はありますでしょうか。 | 今年度に設備改修工事を実施しており、今後、最大需要電力が500kwを超えることはないものと想定していますが、最大需要電力が500kを超えた場合は、契約電力の変更に係る協議をお願いします。 |
| 16 | 仕様書の予定使用電力量(野洲北学校)と記載されておりますが、野洲北中学校に読み替えてよろしいでしょうか。 | 正しくは「野洲北中学校」ですので、読み替えてください。 |
| 17 | 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設はありますか。 | 全ての施設で新電力に切り替えたことがあります。 |
| 18 | 入札対象施設の現供給業者を教えてください。(複数社ある場合はその旨教えてください。) | 全施設とも、現供給者はエフビットコミュニケーションズ株式会社です。 |
| 19 | 入札対象施設の現供給での計量日を教えてください。 | 全ての施設で計量日は1日となっています。 |
| 20 | ・500kw未満の施設において、計量日は、現在供給されている電力会社から変更できませんので、ご容赦ください。 ・500kw以上の施設において、計量日は、原則1日となりますのでご容赦ください。 | 問題ありません。 |
| 21 | 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますか。 (例:使用期間が3/10から4/9の場合、計量日は4/10 0:00) | 問題ありません。 |
| 22 | 供給期間について、「令和3年2月1日から令和4年1月31日」とありますが、計量日が1日以外の施設については、計量日から計量日前日までの供給となり、「令和3年2月計量日から令和4年2月計量日前日」となりますのでご了承ください。 | 全ての施設で計量日は1日となっていますので、問題ありません。 |

| | | |
|----|---|--|
| 23 | 旧一般電気事業者と同様の付帯契約(蓄熱割等)の適用ができませんが了承いただけますか。 ・様式6「入札書積算内訳書」作成にあたり、「蓄熱割引欄」については、空欄のままでもよろしいでしょうか | 電力調達仕様書 14. 電気料金の計算方法 (2)に記載しているとおり、「供給者固有の割引制度がある場合は、割引額を差し引いてください」なので、割引制度がなければ差し引く必要はありません。 様式6「入札書積算内訳書」の蓄熱割引欄には「-」を記入してください。 |
| 24 | 様式6「入札書積算内訳書」作成にあたり、「固有の割引欄」について、割引がない場合は、空欄とさせていただいてもよろしいでしょうか。 | 様式6「入札書積算内訳書」の蓄熱割引欄には「-」を記入してください。 |
| 25 | 様式6「入札書積算内訳書」作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。 (小数点第●位までを切捨てor切上げor四捨五入など)。 ① 基本料金(月毎) ② 電力量料金(月毎) ③ 小計(月毎の電気料金) ④ 年間合計 | 電力調達仕様書 14. 電気料金の計算方法 (3)料金等を計算する場合の単位及びその端数処理のとおりとしてください。 年間合計は、月毎の電気料金の合計としてください。 |
| 26 | 様式6作成にあたり、施設ごとの「入札積算内訳書」で算定した合計金額を「電力調達入札内訳書」の施設ごとの電気料金欄に記載することでよろしいでしょうか。また、「電力調達入札内訳書」の電気料金の全施設合計金額を入札書に記載することでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 27 | 様式6「電力調達入札内訳書」及び「入札積算内訳書」の入札者名には会社名を記載することでよろしいでしょうか。また、会社印の押印は不要でしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 28 | 請求時の電気料金の計算について、基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ途中計算の端数処理は銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。 | 電力調達仕様書 14. 電気料金の計算方法 (3)料金等を計算する場合の単位及びその端数処理のとおりとしてください。 |
| 29 | 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。 | 協議に応じます。 |
| 30 | 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う予定ですが応じていただけますか | 電力調達仕様書 14. 電気料金の計算方法 (2)(ウ)に記載しているとおり、燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する燃料費調整単価を用いますので、算定方法の見直しがあれば、対応します。 |
| 31 | 市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。 | 協議に応じます。 |
| 32 | 契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。 | 問題ありません。 |

| | | |
|----|--|--|
| 33 | <p>契約電力が500kW以上の施設の各月の契約電力は仕様書に記載の値のと おりの運用でよろしいでしょうか。</p> <p>・契約電力が500kW以上の場合で、変更の必要性があるときは、発注者と受 注者が協議して契約電力を変更することとなります。</p> | <p>番号8のとおり、設備改修を行っているので、令和2年11月には契約電力は500kw 以下になるものと想定しています。</p> <p>契約電力が500kw以上の場合、協議を行います。</p> |
| 34 | <p>供給開始に合わせて契約電力を変更する施設がございますか。変更する場 合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただけます。</p> | <p>該当する施設はありません。</p> |
| 35 | <p>1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はありま すでしょうか？</p> <p>その場合、旧一般電気事業者同様、毎月の請求時における契約電力の定 め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と 減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少 後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値 とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」</p> | <p>該当する施設はありません。</p> |
| 36 | <p>各施設について、電気料金のお支払いを分割して、複数からなることはござ いますか。ある場合は、分割後の支払金額を弊社に通知いただけます。ま た、分割後の請求書の再発行はできかねますがよろしいでしょうか。</p> | <p>各施設のついて、電気料金の支払いを分割することはありません。</p> |
| 37 | <p>別表1のエクセルデータをいただくことは可能でしょうか。</p> | <p>エクセルデータでの提供は可能です。</p> |
| 38 | <p>弊社は開札の立会いができませんが、開札結果について、公開方法・範囲・ 公開予定時期を教えてください。</p> | <p>開札結果については、野洲市ホームページにて、開札結果(各社の応札金額) 一覧表を開札日に公表します。</p> |